

中野市区長会給付基金の設置管理及び処分に関する規約

(設置)

第1条 中野市区長会の給付費用に充てるため、給付基金を設置する。

(積立て)

第2条 毎年基金として積立てる額は、区長会予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、区長会予算に計上して歳計現金に編入する。

(処分)

第5条 会長は、給付費に充てるため必要と認めるときは、基金に属する現金を区長会予算に計上して編入するものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、昭和44年4月25日から施行する。

附則

この規約は、昭和50年12月23日から施行する。

附則

この規約は、昭和60年2月1日から施行する

中野市区長会給付事業の概略

1 給付事業の意義

区長会の給付は、区及び公共団体における事業や行事を行っている時に災害にあった場合に、本人の医療費負担を軽減し死亡に関しても必要な給付を行い、区政の進展に寄与することを目的としています。

2 災害の範囲

1の災害とは、区の事業及び行事等（交通安全協会の事業、体育行事及びPTAの出役等を含む。）に起こったすべての負傷、死亡または負傷がなおった後においてもなおかつ後遺症が生じた場合も含まれます。

3 災害がおきた場合の見舞金の基準

(1) 医療費については、療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費（高額療養費等の支給を含みます）を控除した額を支払います。

（ただし、最高300,000円以内で5,000円未満の場合5,000円の見舞金とします。）

(2) 死亡見舞金については、次の区分により支払います。

① 土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円

② ①以外の事業又は行事の場合は75万円

③ 事業又は行事中に発病し、その疾病のため、7日以内に死亡した場合は35万円

(3) 後遺症については、会則別表のとおりです。

4 災害がおきた場合の手続きについて

(1) 災害がおきた場合はただちに区長さんが災害報告書（用紙は市区長会事務局にあります。）を市区長会事務局に届出していただきます。災害報告書の提出の際は、区の行事中であつたことが分かる資料（開催通知またはチラシ等）の添付が必要です。

(2) 次に、給付金請求書（用紙は市区長会事務局にあります。）と診療明細書（ある場合）を提出していただきます。療養が継続する場合は完治した後に医療機関の領収書または証明書を添付して請求してください。

(3) 請求金額が50,000円以内のときは会長の決裁によってお支払し、50,000円を超える場合は理事会に諮ったうえでお支払いするようになります。

(4) 死亡の場合も負傷と同じ手続きです。

(5) なお、医師の請求金額がすぐにわかる場合は災害報告書と同時に行っていただいても結構です。

5 会計について

以上のような見舞金制度を行うため1年間1世帯当たり50円の負担金をいただき、なおかつ市から1年間の全支払額の1/2以内の補助と合わせて運営しております。また、昭和44年度から基金会計を設け、災害の少ない時には負担金の一部を積立てています。

6 その他

(1) 給付の内容について、不明な点などがありましたら市区長会事務局へお問い合わせください。

(2) どんな小さな災害でも起こった場合は区長さんが事務局へお届けください。